



報道関係者 各位

平成 26 年 5 月 30 日

【 照 会 先 】

富山労働局雇用均等室

室 長 光 永 圭 子

室長補佐 播 磨 久 美

電 話 076 (432) 2740

## 平成 25 年度男女雇用機会均等法等の施行状況について

富山労働局（局長 吉田研一）では、雇用均等室が所管する男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法の 3 法に係る平成 25 年度の施行状況について取りまとめました。

○雇用均等室に寄せられた相談は 910 件で、法改正のあった前年度からは大幅に減少したものの、平成 23 年度とは同水準。

○個別紛争の解決援助制度の申請は 7 件。均等法関係 5 件（うち調停 1 件）、育介法関係 2 件。

### ・男女雇用機会均等法関係

相談は 199 件。女性労働者からの相談が過半数を占め、その内容は「セクシュアルハラスメント」が最も多く、次いで「婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い」となっている。

是正指導は 327 件。

### ・育児・介護休業法関係

相談は 686 件で、法改正があった前年度（1719 件）と比較して大幅に減少しているが、前々年度とは同水準となっている。

育児・介護休業規定の整備等に関する行政指導は 1382 件。

### ・パートタイム労働法

相談は 25 件。事業所等からの相談が減少したが、労働者からの相談は増加。是正指導は 892 件。

### ＜当局の今後の対応＞

- ・ 法違反については、引き続き厳正に対処し、迅速な是正を図ります。
- ・ 相談に対しては、相談者のニーズに応じて、労働局長による紛争解決援助及び調停の制度を活用し、円滑かつ迅速な解決を図ります。
- ・ あらゆる機会を通じて関係法令の周知に努め、労働者が仕事と生活を調和させつつ、能力を発揮できる雇用環境の整備を目指します。
- ・ 企業においてポジティブ・アクションの取組が進むよう、個別企業への適切な助言、好事例などの情報提供を行います。
- ・ 改正男女雇用機会均等法施行規則、改正性差別指針等が7月1日から施行されることから、事業主等関係者への周知徹底を図ります。

### 《添付資料》

- 資料1 平成25年度男女雇用機会均等法の施行状況
- 資料2 労働局長による紛争解決の援助事例
- 資料3 富山労働局雇用均等室はこんな仕事をしています（リーフレット）
- 資料4 女性が輝く社会の実現に向けて ～職場での女性の活躍を推進する「ポジティブ・アクション」のご紹介（リーフレット）
- 資料5 男女雇用機会均等法で禁止している「間接差別」の対象範囲が拡大します（チラシ）
- 資料6 改正男女雇用機会均等法関係法令説明会のご案内（チラシ）